

松戸市国民健康保険料改定指針について(概要)

策定日：令和8年3月31日

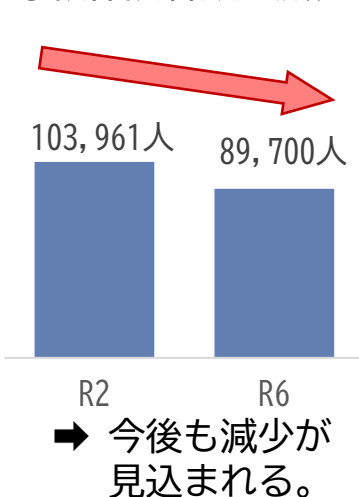
対象期間：策定日から令和12年3月31日まで

● 策定の背景

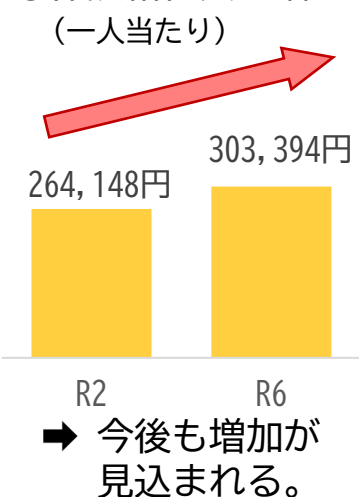
「第2期千葉県国民健康保険運営方針」にて、保険料の引き上げ抑制を図る目的等の一般会計からの繰入金は「保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となるだけでなく、被保険者以外の住民に負担を求めることになること」等の理由により、令和12年度までに解消することとされたことから、本市も計画的に保険料率の見直しを行うため策定することとなった。

● 市の財政状況

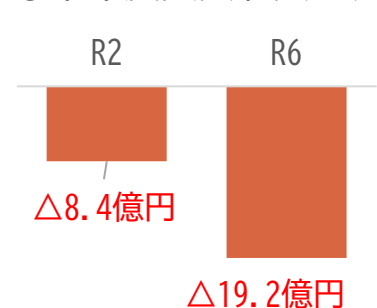
①被保険者数の減少



②保険給付費の増加 (一人当たり)

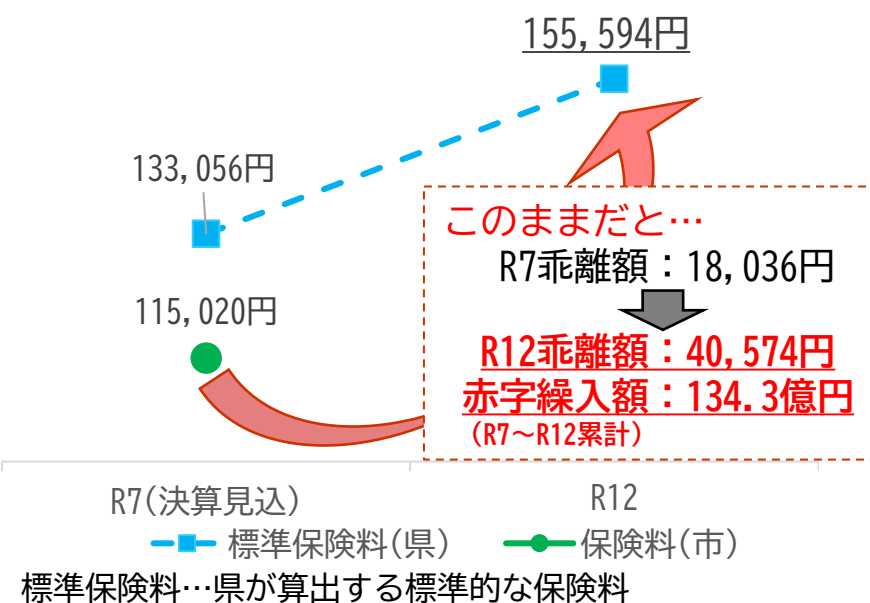


③単年度実質収支の赤字



→ ①・②の状況に対応するべく、本市は、保険料でなく、一般会計繰入金に頼っている状況である。

● 将来推計 (子ども分を除く推計値)



● 保険料改定の方角性

- (1) 令和8年度から令和11年度までの各年度において、保険料率を改定することで赤字解消を図る。
- (2) 毎年の改定幅 (子ども分を除く) は、一人当たり9,500円程度とし、被保険者の急激な負担増に配慮する。
- (3) 令和8年度から施行される、子ども分は(2)の毎年の改定幅に全額上乗せする。

● 市の取り組み

- (1) 医療費適正化施策 (歳出の抑制)
- (2) 保険料収納率向上対策 (歳入の確保)
- (3) 国への要望 (財政支援の拡充等による被保険者の保険料負担軽減)